

銚子市庁舎広告付き周辺案内板設置事業者募集要項

銚子市の公共施設に設置する広告付き周辺案内板設置事業者（以下「事業者」という。）の募集を次のとおり実施しますので、参加にあたりこの募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 貸付物件

別紙「銚子市庁舎広告付き周辺案内板設置事業仕様書」のとおり

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 銚子市税の滞納がないこと。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 銚子市が実施した広告事業者の公募において、入札後もしくは契約後、正当な理由なく辞退し、もしくは契約解除されたものでないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。

3. 広告付き周辺案内板の設置条件

(1) 事業者の施設使用形態

広告付き周辺案内板の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び銚子市財産規則等に基づき、行政財産貸付により行うものとします。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とし、更新は認めないものとします。（設置及び撤去に要する期間を含みます。）

(3) 貸付料等

① 貸付料

貸付物件ごとに決定した事業者が提示した入札書記載金額に100分の110を乗じて得た額を年額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動したときは、銚子市は変動後の税率を適用して、貸付料を加減して請求できるものとします。

なお、貸付料は、銚子市が発行する納入通知書により年度ごとに1年間分を当該年度の4月末日までに一括で納入してください。

② 光熱水費

設備の運営により生じる光熱水費相当額を貸付料とは別に納付していただきます。

③ その他必要経費等

広告付き周辺案内板の設置及び撤去に要した工事費、維持管理等の一切の経費は、事業者の負担とします。

④ 納入の遅延に伴う遅延損害金

納入期日までに貸付料等の納入がされなかった場合、その翌日から納入日までの日数に応じ、国税通則法に定める割合で計算した金額に相当する額を加算して支払わなければなりません。

(4) 使用上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ① 許可物件を広告付き周辺案内板設置業務以外の用途に供しないこと。
- ② 広告付き周辺案内板の設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 広告内容については、所管課と協議し設置2週間前には見本を提出すること。
- ④ 広告付き周辺案内板の設置に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うこと。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- ① 広告付き周辺案内板の維持管理については、事業者の負担において適切に行うこと。
- ② 広告を設置する際は、地震等による転倒防止策を十分講じること。
- ③ 事業者は設置された広告付き周辺案内板に関する一切の責任を負うものとする。
- ④ 第三者に損害を与えた場合、または、庁舎等の利用者等によって、設置された広告付き周辺案内板がき損された場合、事業者の責任及び負担において解決すること。

(6) 原状回復

事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復をすること。

なお、原状回復に際し、事業者は、一切の補償を銚子市に請求することができません。

(7) 貸付の取り消し及び変更

銚子市が貸付物件を公用もしくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付の条件に違反する行為等があると認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除、又は変更することがあります。

なお、銚子市が公用もしくは公共用に供するため契約を解除する場合、既納の貸付料のうち、未経過期間分を返還します。また、事業者が貸付条件に違反するなど事業者の責に帰すべき理由による契約解除や事業者の自己都合による契約解除の場合は、既納の貸付料は返還しません。

4. 質問について

- (1) 当該事業者の募集要項に関する質問は、FAX (0479-25-4044) により提出してください。
- (2) 質問の受付は、令和5年11月15日(水)から令和5年11月21日(火)午後5時までとします。
- (3) 質問への回答は、令和5年11月27日(月)に銚子市ホームページに掲載します。

5. 入札参加申込方法等

申込みに当たっては、本要項を熟読し、契約条件、現地の現況等を確認の上、お申し込みください。また、募集件数が複数の場合、申し込む物件数に制限はありません。

(1) 申込先

〒288-8601

銚子市若宮町1番地の1

銚子市財政課管財室(銚子市役所3階)

(2) 申込期間

令和5年11月15日（水）から令和5年11月30日（木）まで
午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類

① 入札参加申込書（物件ごとに提出のこと。）（様式1）

② 委任状（様式3）

③ 証明書類

ア 法人の場合

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・市税の完納証明書（銚子市に納税のない方は不要です。）
- ・印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）

イ 個人の場合

- ・住民票
- ・市税の完納証明書（銚子市に納税のない方は不要です。）
- ・印鑑証明書

④ 広告事業実績報告書（様式2）

※ 証明書類として提出いただく書類は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）とします。また、複数の物件を申し込む場合において、②～④の書類は1部の提出で結構です。

(4) 提出方法

提出書類を、申込期間中に銚子市役所財政課管財室まで持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）にて提出してください。（令和5年11月30日（木）午後5時必着）

(5) 審査結果通知

入札参加申込の結果、参加の可否について書面により通知します。

6. 入札及び開札に関する事項

(1) 入札の日時及び場所

① 日時 令和5年12月7日（木）午前10時から

② 場所 銚子市役所 4階会議室

(2) 当日に必要なもの

必要な書類がない場合又は書類に不備等があった場合、参加することができなくなりますので、十分確認のうえ、不備等のないようお願いします。

必要な書類等	説明
入札書（様式4）	物件番号ごとに作成し、封筒に封入れすること。
委任状（様式3）	代理人が参加する場合に必要な （申込みの時点で提出してある場合は不要）

① 入札は、代理人に行わせることができますが、この場合、委任状が必要となります。ただし、法人がその社員に委任する場合で社員証等を提示した場合は不要です。

② 委任状は、本人（委任者）の実印及び代理人（受任者）の押印が必要となります。

③ 委任状がない代理人による入札書の提出はできませんのでご注意ください。

(3) 入札の方法等

① 入札の際に出席しなかった者又は入札の締切り時間に遅刻した者は、棄権とみなします。

- ② 所定の入札書に、入札者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入のうえ必ず印鑑登録証明書に登録された印鑑（代理人の場合委任状に押印されている代理人の印）を押印してください。
- ③ 入札書記載金額は年額とし、算用数字を用い、頭に『¥』又は『金』を必ず記入してください。
- ④ 参加者立ち合いのもと開封を行い、落札者を決定します。
- ⑤ 入札書は、封かんし、入札箱にご自身で投函していただきます。
- ⑥ 投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- ⑦ 入札の回数は1回とし、原則として再度の提出は求めません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

- ① 最低貸付料を下回るもの
- ② 入札に参加する資格がない者が入札したもの
- ③ 同一入札に他人の代理人を兼ね、又は2通以上入札を行ったもの
- ④ 物件番号、入札書記載金額、日付、住所、氏名及び押印のないもの又はこれらが明瞭でないもの
- ⑤ 入札書に記載した金額を訂正したもの
- ⑥ 委任状の提出がない代理人が入札を行ったもの
- ⑦ 入札に関し不正な行為を行った者が提出したもの
- ⑧ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札保証金

入札保証金の納付は免除とします。

(6) 落札者の決定

- ① 入札書を入札日時及び入札場所で開札し、貸付物件に対し、銚子市が定める最低貸付料以上の金額、かつ、最も高額の高額を提示した者を落札者とします。
- ② 最高金額の入札が2者以上の場合は、当該参加者立会いのもと、くじ引きにより決定します。

7. 契約の締結

- (1) 落札者は、決定の日から10日以内に銚子市と行政財産の貸付契約を締結していただきます。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 契約保証金は免除とします。

8. 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに契約の締結に応じなかった場合
- (2) 事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) 申込書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになった場合

9. 問合せ先

〒288-8601

銚子市若宮町1番地の1 銚子市役所3階

銚子市財政課管財室 担当 網中

電話：0479-24-8900

FAX：0479-25-4044